

## ◆◆ 新都市における準都市計画区域の指定について ◆◆

平成 22 年 12 月 24 日に新都市内の長篠地区及び富栄地区の一部に準都市計画区域が指定される予定です。(区域図は裏面)

このことにより、下記のとおり建築基準法をはじめとする規制が新たに適用されることとなりますので、留意してください。

## 新城長篠準都市計画区域の指定について

## 新たに適用される規定

- ・これまで不要であった建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号にかかる建築物の確認申請が必要となります。
- ・建築基準法の日影規制、接道義務等の集団規定が適用となります。  
指定数値：容積率 200%、建ぺい率 60%、道路斜線 1.5、隣地斜線 1.25
- ・建築基準法第 2 2 条区域が適用となります。
- ・許可を要しない開発行為の規模が縮小されます。 10,000 m<sup>2</sup>→3,000 m<sup>2</sup>
- ・特定用途制限地域(新都市決定)が適用となります。
- ・愛知県建築基準条例のうち、これまで適用されていなかった次の条項が適用となります。

第 5 条から第 7 条まで、第 10 条、第 20 条及び第 25 条の規定

## ※準都市計画区域指定前の建築確認

建築確認に有効期限はありませんが、建築物は、着工時の法令に適合していなければなりません。準都市計画区域指定前に確認済証を受け、準都市計画区域指定後に工事に着手する場合は、指定後の適用内容をチェックしていただき、建築確認申請を提出した機関にご相談ください。

## ■準都市計画区域内の指定数値についてのお問い合わせ先

愛知県建設部建築担当局建築指導課 建築指導グループ

【電話】(ダイヤルイン) 052-954-6586

## ■建築確認申請についてのお問い合わせ先

- ・確認申請を県に提出する場合

愛知県建設部建築担当局建築指導課分室

名古屋市中区三の丸 3 丁目 2-1 愛知県東大手庁舎 3 階 建築指導課分室

| 【内容】           | 【担当グループ】    | 【電話】(ダイヤルイン) |
|----------------|-------------|--------------|
| 確認申請 1~3 号物件   | 確認第一 G      | 052-961-9720 |
| 〃 4 号物件・長期優良住宅 | 確認第二・優良住宅 G | 052-961-9719 |

- ・確認申請を指定確認検査機関(民間機関)に提出する場合

それぞれの民間機関にお問い合わせください。

## ■開発許可申請についてのお問い合わせ先

新城設楽建設事務所総務課 【電話】(ダイヤルイン) 0536-23-5114

## ■準都市計画区域の指定についてのお問い合わせ先

愛知県建設部都市計画課 【電話】(ダイヤルイン) 052-954-6516

## ■特定用途制限地域についてのお問い合わせ先

新都市建設部都市計画課 【電話】(ダイヤルイン) 0536-23-7640